

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和6年度SNS等での相談支援事業「みんはぐ」のインターネットを活用した広告掲載業務

## 2 委託業務の内容

### (1) 広告の作成・出稿

本事業の特性を理解したうえで、認知向上、利用者の拡大等において効果的・効率的なPRが可能となる広告手法（ターゲティング方法等）及び広告文等を提案・作成し、本市の承認のうえ出稿すること。

### (2) 月次報告

事業開始翌月以降、各月10日までに、前月分の掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した月次報告書を提出し、報告すること。

その報告を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、月次報告提出以降に実施予定の広告掲載に反映すること。

なお、必要に応じて、その回数及び内容等について、協議の上変更することがある。

### (3) 完了報告

事業完了後に、掲載実績、効果測定等を分かりやすく示した完了報告書を提出すること。

### (4) 「みんはぐ」について

本事業は、昨年度まで「にんしんホッとナビ」として、不妊・不育症の悩み、10代の妊娠、望まぬ妊娠等誰にも相談できず、妊娠等に悩む対象者が気軽に相談できるような24時間相談メールの受付を行っていた。この「にんしんホッとナビ」を包含し、より幅広く、妊娠期や子育て期の悩み等の内容も相談対応できるものとして、「みんはぐ（みんなで育む、からの愛称）」を令和5年度末から開始している。

本事業は、「出産・子育て応援交付金事業」の伴走型相談支援における、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即し必要な支援につなぐ相談支援を目的としたものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※ ただし、8か月以上の委託期間とする。

## 4 委託金額の範囲

「2 委託業務の内容」に記載した全ての業務（業務の提供に当たり発生する全ての

費用の合計金額とする。)。したがって、追加費用は一切請求できない。なお、実施する広告の件数及び規模にかかわらず、見積書で提示した全額を、提示する案件のPRに最大限活用すること。

## 5 支払方法

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 6 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。